

会社法第782条第1項に定める事前備置書類

2024年5月10日

株式会社ベイカレント・コンサルティング

会社法第782条第1項に規定する吸収分割契約に関する事前備置書類

2024年5月10日

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役社長 阿部 義之

当社は、2024年4月17日付で当社の完全子会社である株式会社ベイカレント分割準備会社A（以下、「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、当社が営むコンサルティング事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1の吸収分割契約書のとおりです。

2. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割について

① 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は、新たに普通株式を19,000株発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて当社と承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

② 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これらについては法令の範囲内で定めており、承継会社の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

・資本金： 190百万円

・資本準備金：0円

(2) 承継会社の計算書類等の内容

① 承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社におきましては、2024年2月1日に設立されたため、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日（2024年2月1日）における貸借対照表は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
未収入金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

② 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月12日付で会社法第370条及び当社定款第26条により、会社法第459条第1項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を以下のとおり決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 1,200,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.79%)
- ・株式の取得価額の総額 3,600百万円（上限）
- ・取得する期間 2024年5月1日～2024年5月24日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

4. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2024年2月29日現在の日本基準に基づく貸借対照表における資産の額は84,230百万円、負債の額は17,743百万円であり資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社は当社のコンサルティング事業を承継会社に承継させますが、それに対応する負債も承継させます。また、現在から本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は0円であり資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までこれらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、承継会社は当社のコンサルティング事業を承継しますが、承継する事業については資産が負債を十分に上回ることが見込まれています。ただし、負債の承継は重畠の債務引受けの方法によります。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収分割後における承継会社の資産は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「甲」という。）及び株式会社ベイカレント分割準備会社 A（以下、「乙」という。）は、コンサルティング事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下、「本吸收分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本吸收分割にかかる、甲（吸收分割会社）と乙（吸收分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸收分割会社

商号：株式会社ベイカレント・コンサルティング

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

（乙）吸收分割承継会社

商号：株式会社ベイカレント分割準備会社 A

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙が本吸收分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i) 法令、条例等により本吸收分割による承継ができないもの、又は(ii) 本吸收分割による承継に際し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸收分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸收分割に際して、甲に対し、乙の普通株式19,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本吸收分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金は、次のとおりとする。ただし、本吸收分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 190 百万円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益剰余金 | 0 円 |

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2024年9月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は2024年5月28日に開催される、それぞれの株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は本吸収分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかつた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年4月17日

(甲) 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役 阿部 義之 (印)

(乙) 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社ベイカレント分割準備会社A
代表取締役 阿部 義之 (印)

別紙

承継対象権利義務明細

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年2月29日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する売掛金及び契約資産、のれん等の資産

2. 承継する負債

本件事業に属する賞与引当金等の負債

3. 承継する雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

以上